

横須賀市の障害者を雇用しませんか

～ 横須賀市障害者雇用奨励金のご案内 ～



障害者を雇用し、障害特性を理解してその能力を引き出すことは、企業にとって大きな力となります。障害者雇用奨励金を活用して、横須賀市の障害者を積極的に雇用しませんか。

なお、横須賀市域外の事業者（※1）も対象としておりますので、お気軽にご相談ください。

※1…横須賀市から通勤可能な範囲に限らせていただきます。

1 雇用奨励金とは

横須賀市では、知的障害者や精神障害者を新たに3か月以上雇用しようとする事業主に、月額3万円の雇用奨励金を、支給認定を受けた障害者が就労している間支給しています。

平成29年度からは、国の障害者介助等助成金の支給対象となった重度視覚障害者、重度四肢機能障害者にも対象範囲を拡大しています。

2 アフターフォロー

働く障害者が職場に慣れるように、よこすか就労援助センター職員が同行又は訪問を行い、職場の定着や人間関係等の調整支援を行います。また、各種行政機関への事務手続きの協力等も併せて行っています。

3 生活面の指導

よこすか就労援助センターは、よこすか就業・生活支援センターを併設しており、就労面だけではなく生活習慣や健康管理の指導・助言など生活面の支援も行っております。

4 就労状況調査と職場訪問

雇用奨励金を支給している事業主に対して、就労状況の調査を行います。

また、必要に応じて、よこすか就労援助センターと横須賀市障害福祉課が職場への訪問等を行います。

支給条件や申請の流れは2ページ目をご確認ください。

知的障害者や精神障害者を新たに3か月以上雇用することが決まったら、または雇用している重度視覚障害者、重度四肢機能障害者が国の障害者介助等助成金の支給対象となったら、まずは障害福祉課へご連絡ください。

以下の支給条件を満たし、障害者雇用奨励金の支給対象となる可能性がある場合は、必要な書類のご案内と雇用奨励金支給認定申請書を送付いたします。

＜支給条件＞

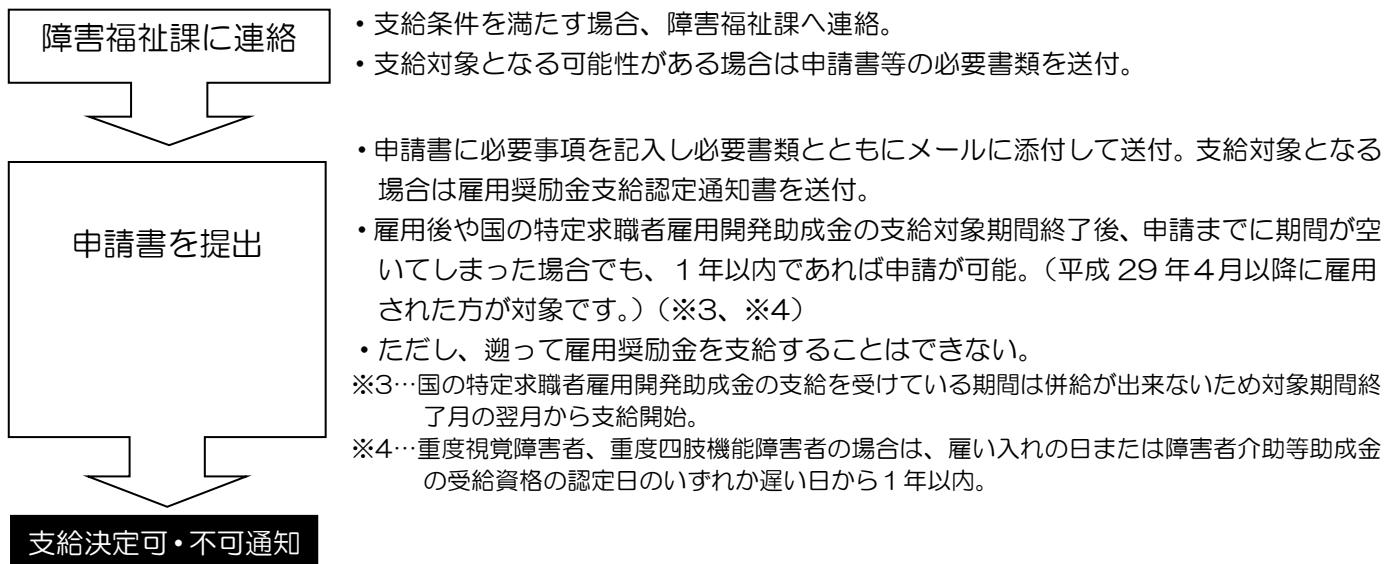
(1) 新たに雇い入れた知的障害者あるいは精神障害者が下記①～④いずれにも該当する場合（※2）

- ① 市在住者又は市外在住者のうち本市が援護の実施者である者
- ② 雇用時に療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を持っている。
- ③ 週20時間以上の勤務で雇用保険被保険者であり、3か月以上の期間で雇用契約を締結している。
- ④ よこすか就労援助センターほか、就労移行支援事業所等の就労支援機関の職場定着支援を受けられる、又はハローワークの紹介により雇用している。

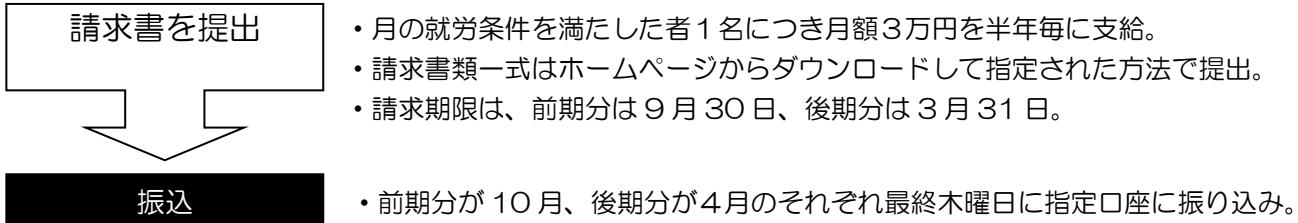
※2…既に雇用されている上記に該当する障害者や、既に雇用されている方が新たに障害者手帳を取得した場合を除く

(2) 重度視覚障害者、重度四肢機能障害者が、上記(1)①、③、④に該当し、かつ、国の障害者介助等助成金の支給対象となった場合

＜申請～支給決定の流れ＞



＜請求手続き＞（注：支給決定を受けた事業者のみ）



【問い合わせ先】横須賀市 民生局福祉こども部 障害福祉課 就労支援係
 Juchu-kakudai@city.yokosuka.kanagawa.jp